

令和7・8年度
真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査
特別委員会中間報告書

令和8年6月
真 鶴 町 議 会

令和 8 年 6 月 12 日

真鶴町議会議長
天 野 雅 樹 様

真鶴町におけるハラスメント
疑い事案調査特別委員会
委員長 加 藤 龍

真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会中間報告書

本委員会は、令和 8 年 1 月 19 日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的に関し調査を進めてきた。

これまでの経過について、その結果を中間報告する。

記

1 設置の経過

- (1) 令和 8 年 1 月 19 日の本会議において設置され、海野弘幸、村田知章、加藤龍、山崎佳奈、堀杏奈の以上 5 名が委員として選出された。
- (2) 同日開催の委員会において、委員長に加藤龍、副委員長に村田知章を選出した。

2 調査事項

本委員会の具体的な調査事項は次のとおりとした。

- (1) 真鶴町行政組織内におけるハラスメント疑い事案に関する事項
- (2) 真鶴町行政組織内におけるハラスメント疑い事案に対する調査及び対応に関する事項
- (3) その他、真鶴町におけるハラスメント疑い事案に関する事項

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期間

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 委員会の開催状況及び内容

期日及び内容

- 1 令和8年1月19日（月）
 - （1）正副委員長互選
- 2 令和8年1月30日（金）
 - （1）地方自治法第100条に基づく調査権について
 - （2）調査特別委員会の運営要領（案）について
 - （3）今後の進め方について
 - （4）提出を求める記録について
 - （5）委員会での証人喚問について
 - （6）その他
- 3 令和8年2月13日（金）
 - （1）証人尋問
 - （2）提出記録の確認等について
 - （3）第4回委員会の開催について
 - （4）その他
- 4 令和8年2月18日（水）
 - （1）証人尋問
 - （2）提出記録の確認等について
 - （3）第4回委員会の開催について
 - （4）その他
- 5 令和8年2月24日（火）
 - （1）証人尋問
 - （2）提出記録の確認等について
 - （3）第6回委員会の開催について
 - （4）その他
- 6 令和8年3月11日（水）
 - （1）令和8年度調査経費について
 - （2）その他

- 7 令和8年4月13日（月）
- （1）第8回委員会の開催について
 - （2）委員会での証人尋問について
 - （3）その他

- 8 令和8年4月27日（月）
- （1）共通事項尋問について
 - （2）証人尋問
 - （3）第9回委員会の開催について
 - （4）その他

6 記録、資料の提出

本事案の調査において証拠資料の提出を求めた記録及び請求先

- 1 令和8年1月30日 真議第75号 小林伸行町長宛
 - （1）提出を求める事件
真鶴町におけるハラスメント疑い事案の件について
 - （2）提出を求める記録
職員に対して行われた「ハラスメントに関するアンケート」
（2025.12.17～2026.1.7実施）の提出された回答文書の無加工データ
（CSV形式）及びアンケート回答に画像が添付された場合などにおける
画像データ ※提出方法については別途協議
 - （3）提出期限 令和8年2月10日（火）午後5時15分
- 2 令和8年2月13日 真議第87号 小林伸行町長宛
 - （1）提出を求める事件
真鶴町におけるハラスメント疑い事案の件について
 - （2）提出を求める記録
職員に対して行われた「ハラスメントに関するアンケート」
（2025.12.17～2026.1.7実施）の依頼文、実施要領、アンケート用紙
（設問等がわかるもので代用可）等の書類またはデータ ※提出方法に
ついては別途協議
 - （3）提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時15分
- 3 令和8年2月18日 真議第89号 小林伸行町長宛
 - （1）提出を求める事件
真鶴町におけるハラスメント疑い事案の件について
 - （2）提出を求める記録
イントラネット（Aipo）上での「小林町長の書き込みが不適切である
と大塚副町長に注意を受けた」という旨の事案の顛末がわかるメッセ

ージのスクリーンショット等の速やかな提出が可能な記録及びHTMLデータ ※提出方法については別途協議

(3) 提出期限 令和8年2月27日(金) 正午

4 令和8年3月2日 真議第94号 小林伸行町長宛

(1) 提出を求める事件

真鶴町におけるハラスメント疑い事案の件について

(2) 提出を求める記録

職員に対して行われた「ハラスメントに関するアンケート」

(2025.12.17~2026.1.7実施)の提出された回答文書の加工済データ

(紙ベース) ※データの加工については、個人が特定される部分のみマスキングを行うものとし、個人が特定される部分のみにマスキング処理をした旨の確認書類を人事係長の署名・押印のうえ併せて提出願う

(3) 提出期限 令和8年3月6日(金) 午後5時15分

7 実地調査の有無

1 記録の分析

「6 記録、資料の提出」に記載の記録、資料一式の提出を求めその分析を行なった。

2 実地調査

なし

3 証人喚問の実施

令和8年2月13日(第3回委員会)から令和8年4月27日(第8回委員会)までの間、延べ3名に対して地方自治法第100条第1項の規定による証人尋問を実施した。なお、3人の証人については出頭拒否や証言拒否はなかった。

8 おわりに

本委員会については当初本定例会にて調査結果報告を行うことを目指していたものであるが、証拠提出に対し複数回の延期及び提出された資料、証拠における当初目論見との情報の相違、既に行なった尋問の内容等の要因から、本委員会で独自にアンケート採取などをはじめ、更なる調査・聴取・分析を行なった上で9月定例会での調査結果報告を行うこととした。

以上、中間報告とする。